

廃棄物・リサイクル小委員会 各ワーキンググループの活動状況について

廃棄物リサイクル小委員会のワーキンググループ

- 自動車リサイクルワーキンググループ…………… p2
- 容器包装リサイクルワーキンググループ…………… p10
- 電気・電子機器リサイクルワーキンググループ…… p21
- 小型家電リサイクルワーキンググループ…………… p31
- レジ袋有料化検討ワーキンググループ…………… p40
- プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ…… p44

自動車リサイクルワーキンググループの 活動状況について

令和2年12月15日
経済産業省 製造産業局
自動車課

自動車リサイクルWGの活動状況について

- 自動車に係るリサイクル分野に関する広範な問題について審議を行うため設置された産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル小委員会を改組し、平成13年1月に産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会の下に設置。
- 本WG及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会における審議を経て、使用済自動車の再資源化等に関する法律(略称「自動車リサイクル法」)が平成14年7月に成立し、平成17年1月に本格施行。
- 平成14年9月より中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会との合同会議として開催し、自動車リサイクル法の施行状況等について審議。
- 自動車リサイクル法は本年1月で法施行後15年目を迎え、8月から法の施行状況の評価及び今後の制度の在り方の検討を開始。
- 合同会議委員については、学識経験者、消費者、報道関係者、関連事業者(製造業者等、解体業者、破碎業者)、自治体等から構成。

今年度の開催状況

<報告書取りまとめに係る審議(令和2年8月～)>

第48回 令和2年8月19日(水) 14:00～16:00

- ・自動車リサイクル制度の評価・検討について
- ・その他

第49回 令和2年9月25日(金) 14:00～16:30

- ・指定法人に対するヒアリング
- ・自動車製造業者等に対するヒアリング
- ・消費者団体に対するヒアリング
- ・その他

第50回 令和2年9月30日(水) 9:30～12:00

- ・関連事業者に対するヒアリング
- ・地方公共団体に対するヒアリング
- ・その他

第51回 令和2年11月20日(金) 9:30～11:30

- ・ASR削減、再資源化の高度化のための取組について
- ・非鉄金属精錬業界の自動車リサイクルに対する取組について
- ・車載用リチウムイオン電池のリユース等に係る検討について
- ・その他

<今後の予定>

今後、令和3年度第1四半期までに数回の審議を経て、報告書を取りまとめる予定

自動車リサイクルWG 合同会議委員名簿 (第51回)

◎ 酒井 伸一	京都大学環境科学センター センター長
赤穂 啓子	日刊工業新聞社論説副委員長
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター企画運営委員
大塚 直	早稲田大学法学部教授
織 朱實	上智大学地球環境学研究科研究科委員長・教授
鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科准教授
佐藤 泉	弁護士
所 千晴	早稲田大学理工学術院教授
根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会環境委員会副委員長
細田 衛士	中部大学経営情報学部教授
松八重 一代	東北大学大学院環境科学研究科教授
山田 哲朗	読売新聞東京本社論説委員
三部 敏宏	一般社団法人日本自動車工業会環境技術・政策委員会委員長
嶋村 高士	一般社団法人日本自動車工業会環境技術・政策委員会リサイクル廃棄物部会長
入野 泰一	日本自動車輸入組合副理事長兼専務理事
酒井 康雄	一般社団法人日本自動車リサイクル機構代表理事
乗田 佐喜夫	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会専務理事
島 雅之	一般社団法人日本自動車連盟専務理事
木場 宣行	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会専務理事
荒居 正明	一般社団法人日本自動車販売協会連合会参事(兼)業務部長
武藤 孝弘	一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会専務理事
上岡 一雄	一般社団法人全国軽自動車協会連合会専務理事
森谷 賢	公益社団法人全国産業資源循環連合会専務理事
尾邊 俊之	三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課長
井上 雄一	川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課長
高橋 篤	全日本自治団体労働組合副執行委員長

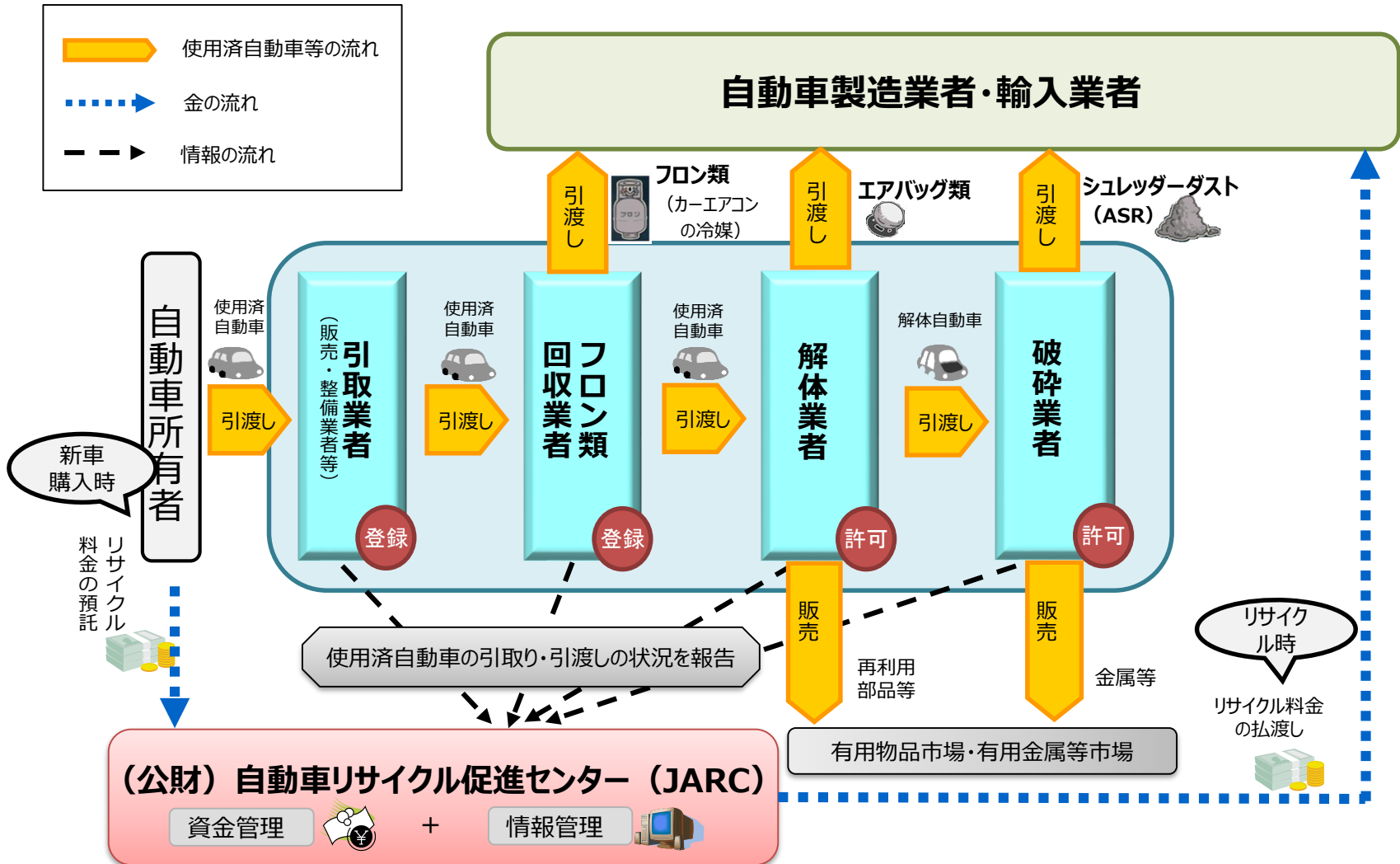
◎・・・合同会議座長

学識経験者
消費者
報道関係者等

関連事業者等

自治体

(参考) 自動車リサイクル法の概要

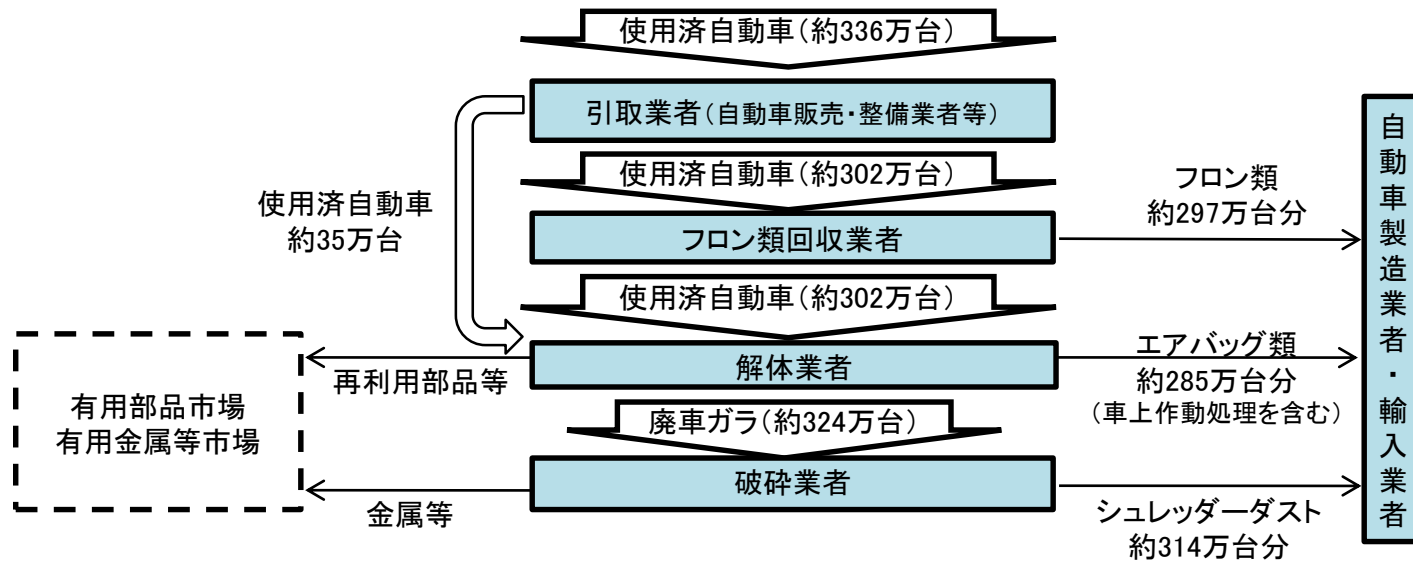


(参考)自動車リサイクル法の施行状況

自動車リサイクル法の施行状況(令和元年度)①

1. 使用済自動車の処理状況

○令和元年度の使用済自動車台数は約336万台であり、自動車リサイクル法に基づき適正に処理されている。



2. 再資源化目標達成状況

- 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)とエアバッグ類については、再資源化の数値目標をあらかじめ設定。
- 令和元年度の実績は、各社とも目標を達成。
- 令和元年度の各社のリサイクル収支は△17.0～802.1(百万円)。

	再資源化率(%)	
	シュレッダーダスト	エアバッグ類
平成30年度	97.1～98.7	94
令和元年度	95.6～97.2	94～95
目標値	70(平成27年度～) 50(平成22年度～) 30(平成17年度～)	85

自動車リサイクル法の施行状況(令和元年度)②

3. リサイクル料金の預託状況

- リサイクル料金は、大きな混乱なく順調に預託されている。
- 預託されたリサイクル料金は、国債等で運用し、料金払い渡し時に利息を還付。

預託台数(千台)	預託金額(百万円)
80,481	861,831

令和元年度

※リサイクル料金の法施行後累計から払渡、輸出返還、特定再資源化等預託金等出えんを控除した台数及び金額の残高

分類	運用残高(億円)
国債	7,048 (80.4%)
政府保証債	1,359 (15.5%)
地方債	207 (2.3%)
財投機関債	107(1.2%)
社債	41(0.5%)
合計	8,762(100%)

令和元年度末

4. 関連事業者数

- 令和元年度末現在、全国で約4万2千の事業者が登録・許可。事業者のほとんどが料金の預託、引渡・引取の報告をオンラインで処理。電子マニフェスト制度による使用済自動車の全数把握。

	関連事業者数				
	引取	フロン回収	解体	破碎	合計
令和元年度末	27,384	9,163	4,273	1,011	41,831

5. 不法投棄・不適正保管、離島支援

(単位:台)

- 不法投棄・不適正保管の車両は、着実に減少。
法施行前(平成16年9月末) 21.8万台
→ 令和2年3月末 4,858台

	不適正保管	不法投棄等	合計
H16年9月末	195,860	22,499	218,359
R2年3月末	4,347	511	4,858

令和2年3月末の合計台数の内訳
法施行前:2,466 法施行後:2,392

容器包装リサイクルワーキンググループの 活動状況について

令和2年12月15日

経済産業省 産業技術環境局

資源循環経済課

容器包装リサイクルWGの活動状況について

- 平成20年4月に完全施行された、改正容器包装リサイクル法では、同法の附則に基づき、施行後5年を経過した場合において、法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。
- これを受け、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルWGは、中央環境審議会 循環型社会部会 容器包装の3R推進に関する小委員会と合同で、平成25年9月から3年に渡って合同会合を開催し、容器包装リサイクル法の施行状況の点検を行い、平成28年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」をとりまとめた。
- 同報告書に基づき、これまで各種制度見直しを行ってきた。(プラスチック製容器包装の入札制度見直し、PETボトルリサイクルの在り方の検討(指定法人ルートの運用見直し)等)
- なお、令和元年度、2年度に開催したWGでは、翌年度に適用する特定事業者の再商品化義務量を算出するための量、比率が審議・了承された。(令和2年度は書面審議・了承)また、令和元年度は資源有効利用促進法に基づく識別表示のサイズの縮小、ラベルレス等についても審議・了承された。

容器包装リサイクル法制定後の歩み

平成7年6月	容器包装リサイクル法 成立・公布
平成9年4月	本格施行 再商品化事業開始(対象品目:ガラスびん、PETボトル)
平成12年4月	完全施行 再商品化品目に紙製容器包装、プラスチック製容器包装を追加
平成16年8月 ～平成18年1月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、容器包装リサイクル法見直しに向けて検討
平成18年2月	「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」を取りまとめ
平成18年6月	容器包装リサイクル法 改正
平成22年1月 ～平成22年8月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、今後のプラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方を検討
平成22年10月	「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方」を取りまとめ
平成25年9月 ～平成28年3月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において、容器包装リサイクル法の施行状況の点検を行うとともに、今後の容器包装リサイクル制度の在り方に関する論点を整理
平成28年5月	「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ

容器包装リサイクルWG 委員名簿

(区分毎に、50音順)

- 座長 大和田 秀二 早稲田大学理工学術院教授
- 委員 小野田 弘士 早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
- 織 朱實 上智大学大学院地球環境学研究科教授
- 斉藤 崇 杏林大学総合政策学部教授
- 篠木 幹子 中央大学総合政策学部教授
- 西尾 チヅル 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
- 有田 芳子 主婦連合会会長／環境部長
- 大石 美奈子 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
代表理事・副会長・環境委員長
- 鬼沢 良子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
- 佐藤 泉 佐藤泉法律事務所
- 杉山 涼子 株式会社杉山・栗原環境事務所
- 馬場 未希 日経BP社 日経ESG編集 エディター
- 奥野 隆史 日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長
- 川村 節也 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
- 小梶 聡 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長
- 佐藤 澄人 PETボトルリサイクル推進協議会会長
- 田中 希幸 ガラスびん3R促進協議会会長
- 田辺 義貴 一般財団法人食品産業センター専務理事
- 湊元 良明 東京商工会議所 理事 産業政策第二部長
日本商工会議所 産業政策第二部長
- 中田 良平 スチール缶リサイクル協会専務理事
- 長谷川 雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長
- 舟竹 以久代 日本百貨店協会環境委員会委員
- 保谷 敬三 アルミ缶リサイクル協会専務理事
- 百瀬 則子 日本チェーンストア協会環境委員会委員
- 森塚 伸 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長
- 大熊 洋二 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事

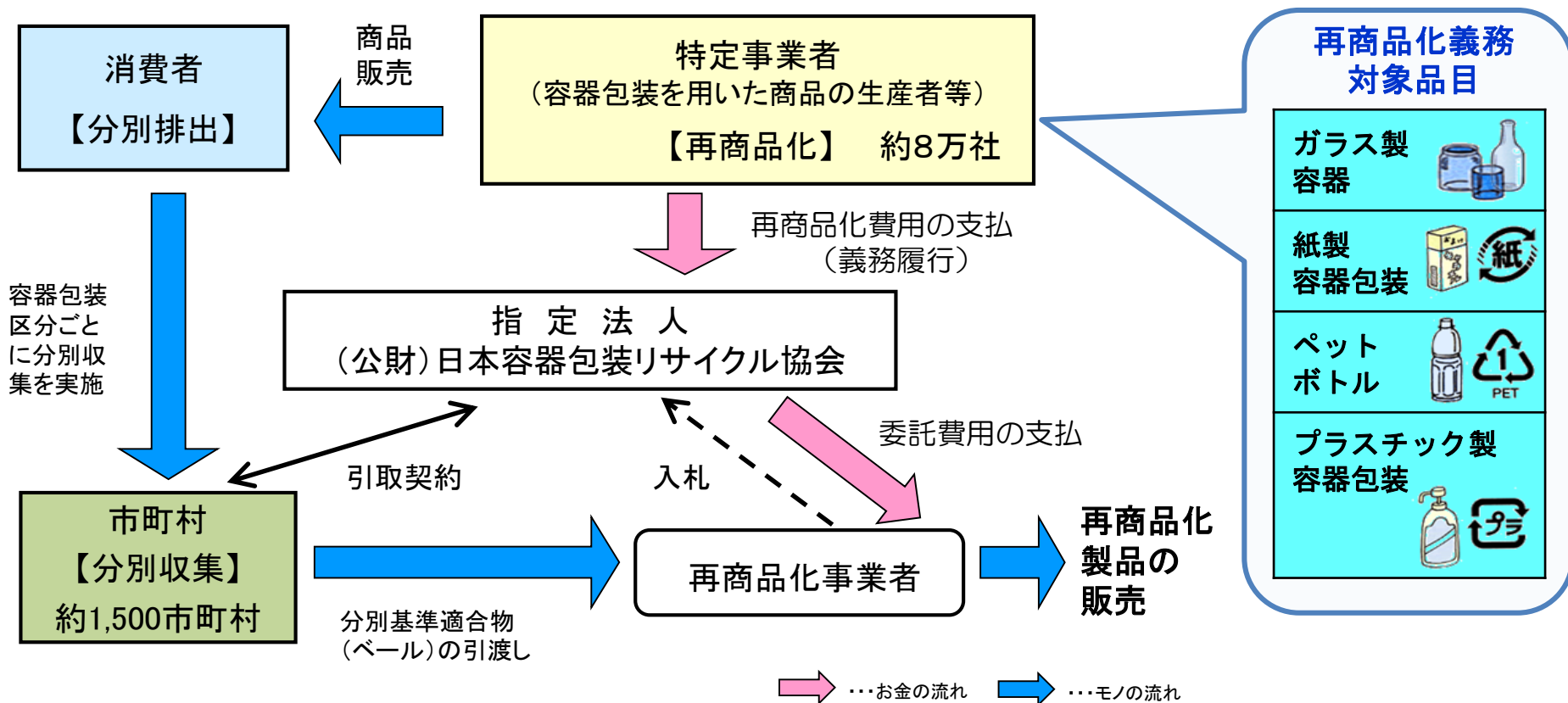
学識経験者
消費者
報道関係者等

特定事業者

自治体

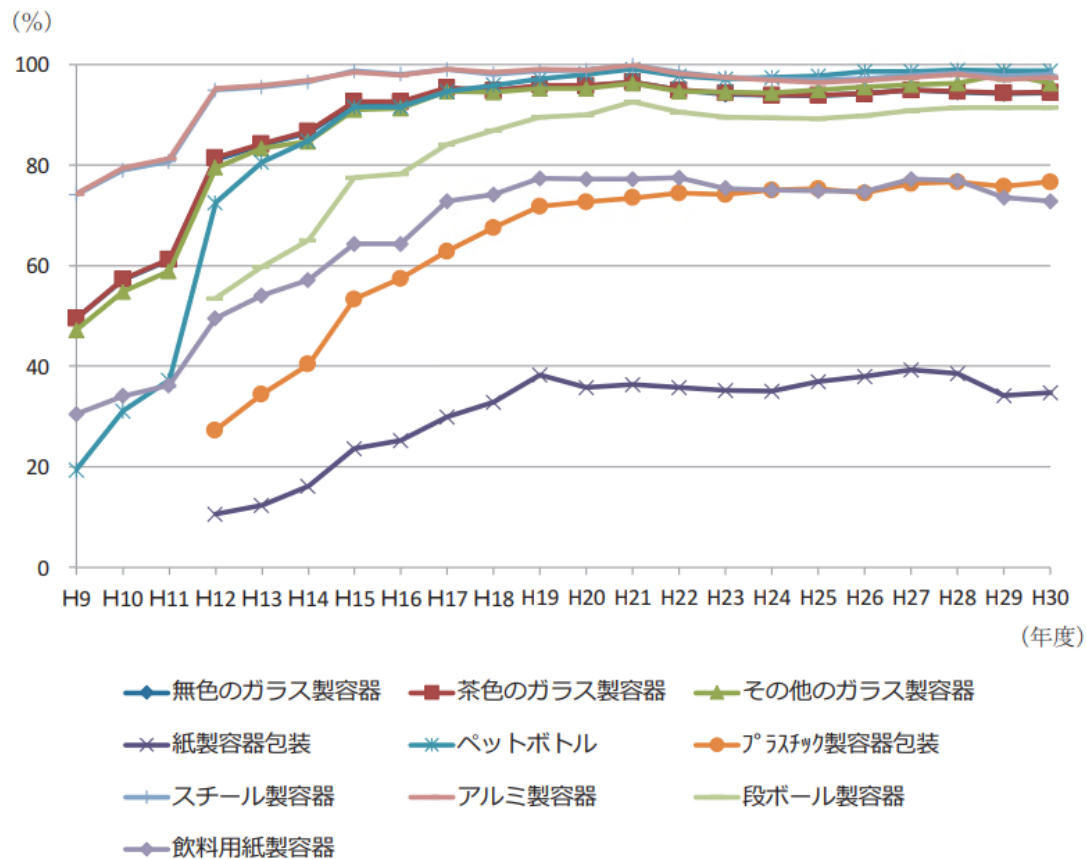
容器包装リサイクル制度の概要

- 家庭ごみの太宗(容積比約6割、重量比約2~3割)を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等によりその減量及び資源の有効利用の確保を図るため、以下の再商品化義務対象品目について再商品化等の仕組みを構築。
- 家庭から排出される容器包装廃棄物について、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という関係者の適切な役割分担の下でリサイクルを促進するための制度。



(参考) 容器包装リサイクル法の施行状況

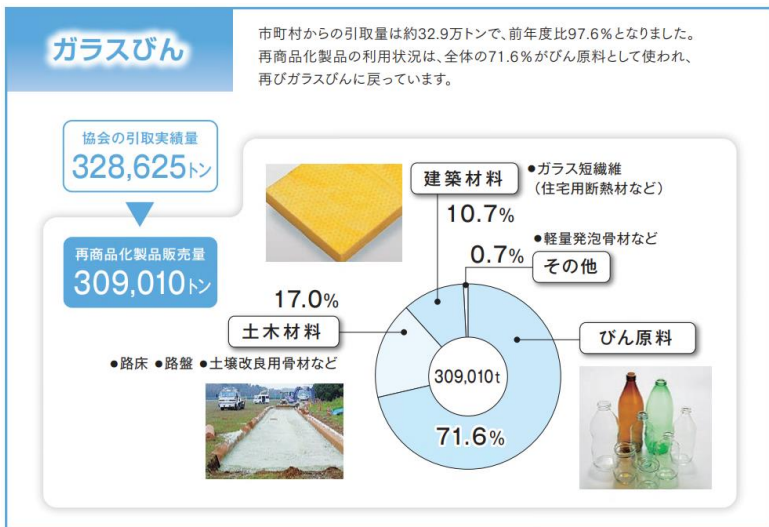
全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移



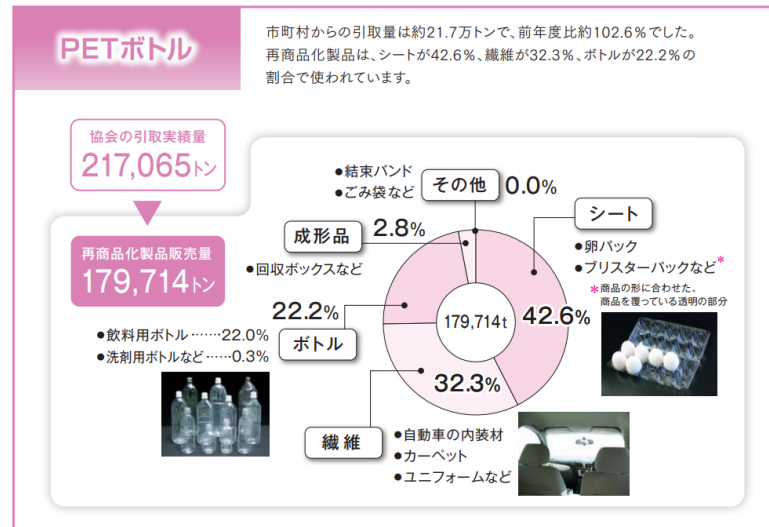
品目	H30年度 実施市町村 数の割合 (%)	H30年度 人口カ バー率 (%)
無色のガラス製容器	94.3	97.4
茶色のガラス製容器	94.5	97.3
その他のガラス製容器	96.2	97.4
紙製容器包装	34.7	32.9
ペットボトル	98.7	99.0
プラスチック製 容器包装	76.7	85.2
スチール製容器	98.0	96.8
アルミ製容器	97.5	97.0
段ボール製容器	91.4	91.9
飲料用紙製容器	72.8	84.4

容器包装リサイクル法に基づく再商品化実施状況(令和元年度)

【ガラスびん】



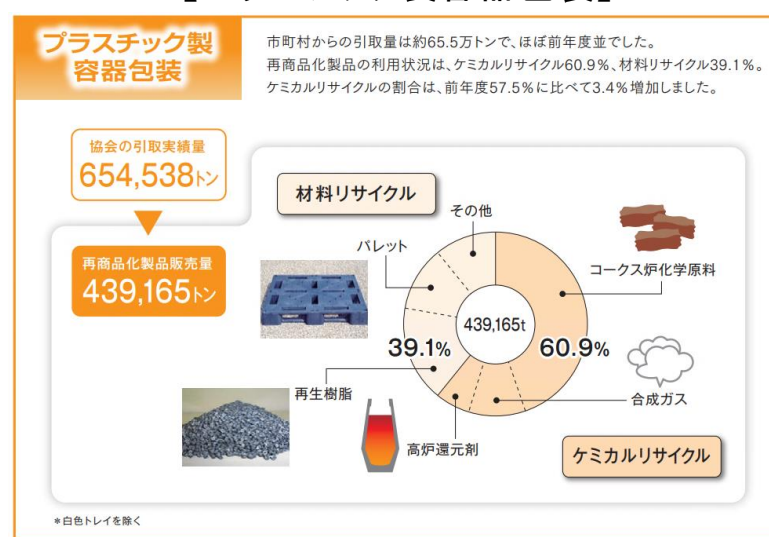
【PETボトル】



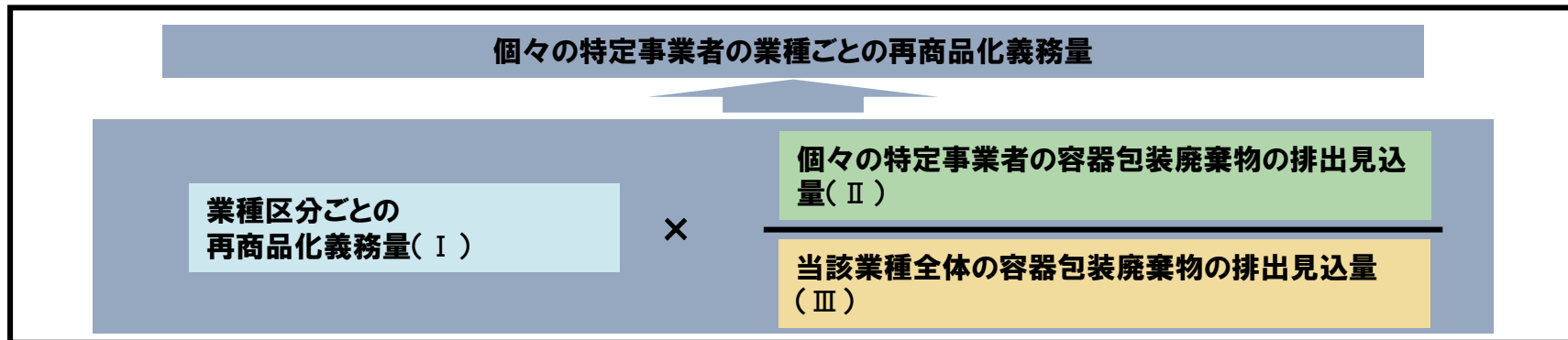
【紙製容器包装】



【プラスチック製容器包装】

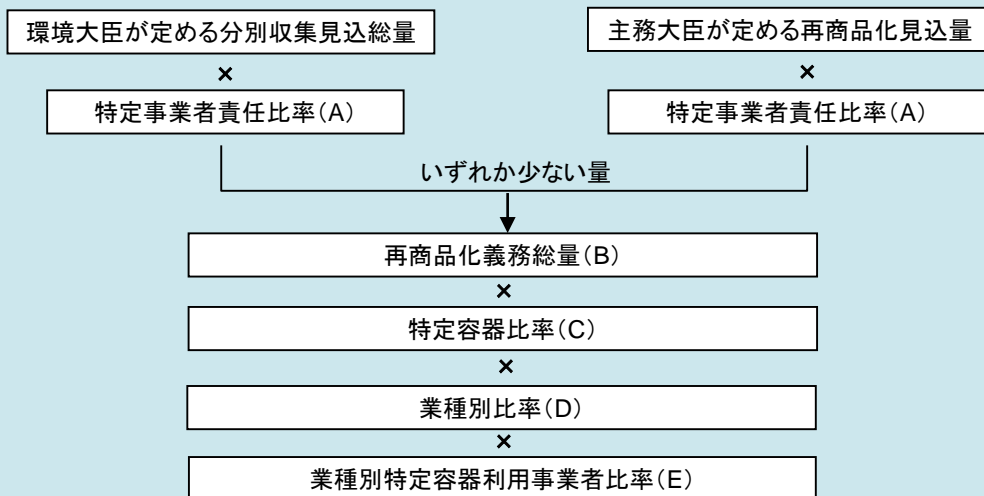


再商品化義務量の算定に係る量、比率について



(Ⅰ)

主務省令や主務大臣が定める数値等により、各年度ごとに算定される。



(Ⅱ)

個々の事業者が自主算定方式、又は簡易算定方式のいずれかの算定方式により自ら算出。

○自主算定方式

当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
- その他容器包装廃棄物として排出されない量

○簡易算定方式

当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量

× { 100 - 事業系比率(F) }

(Ⅲ)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (G)

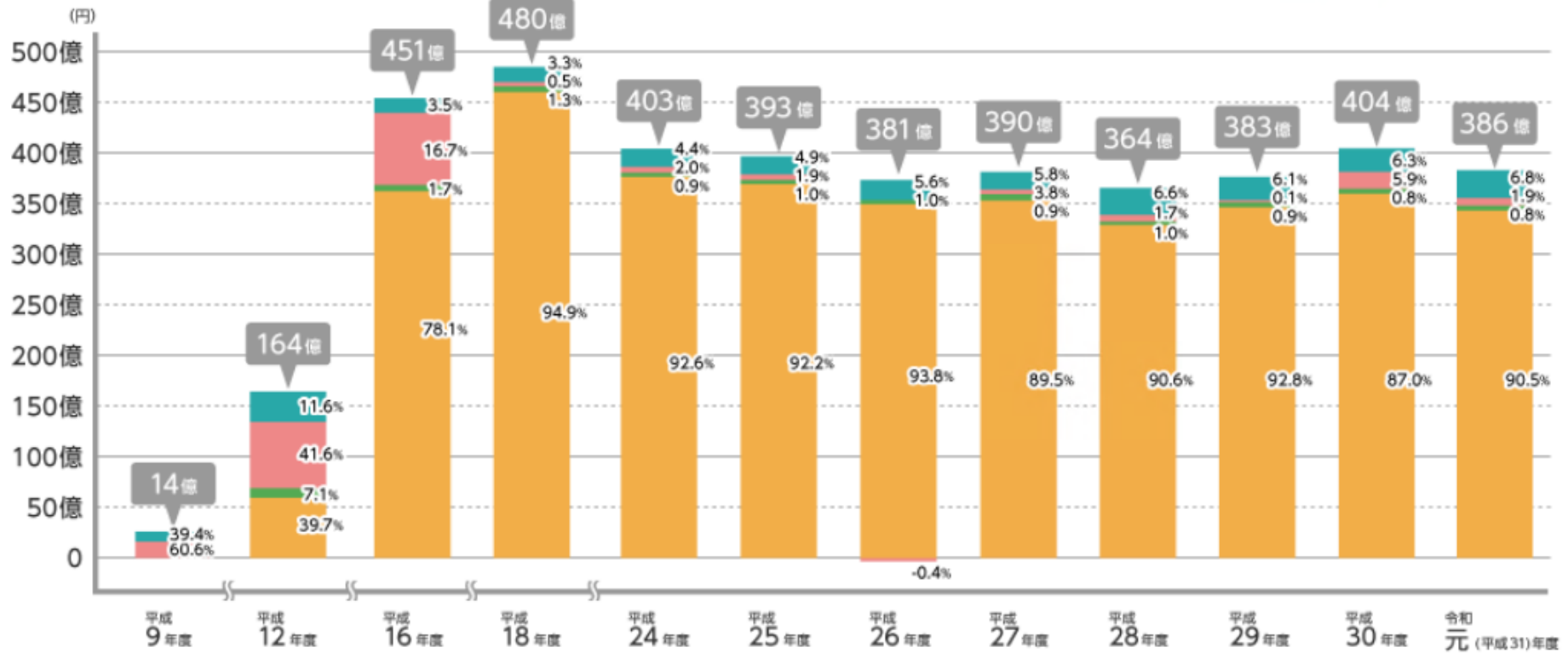
令和2年度におけるA～Gの個別数値についてはこちらをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/yoki_wg/pdf/026_02_00.pdf

特定事業者が負担した金額(再商品化委託料)の推移

特定事業者が支払った再商品化実施委託料(総額)の推移

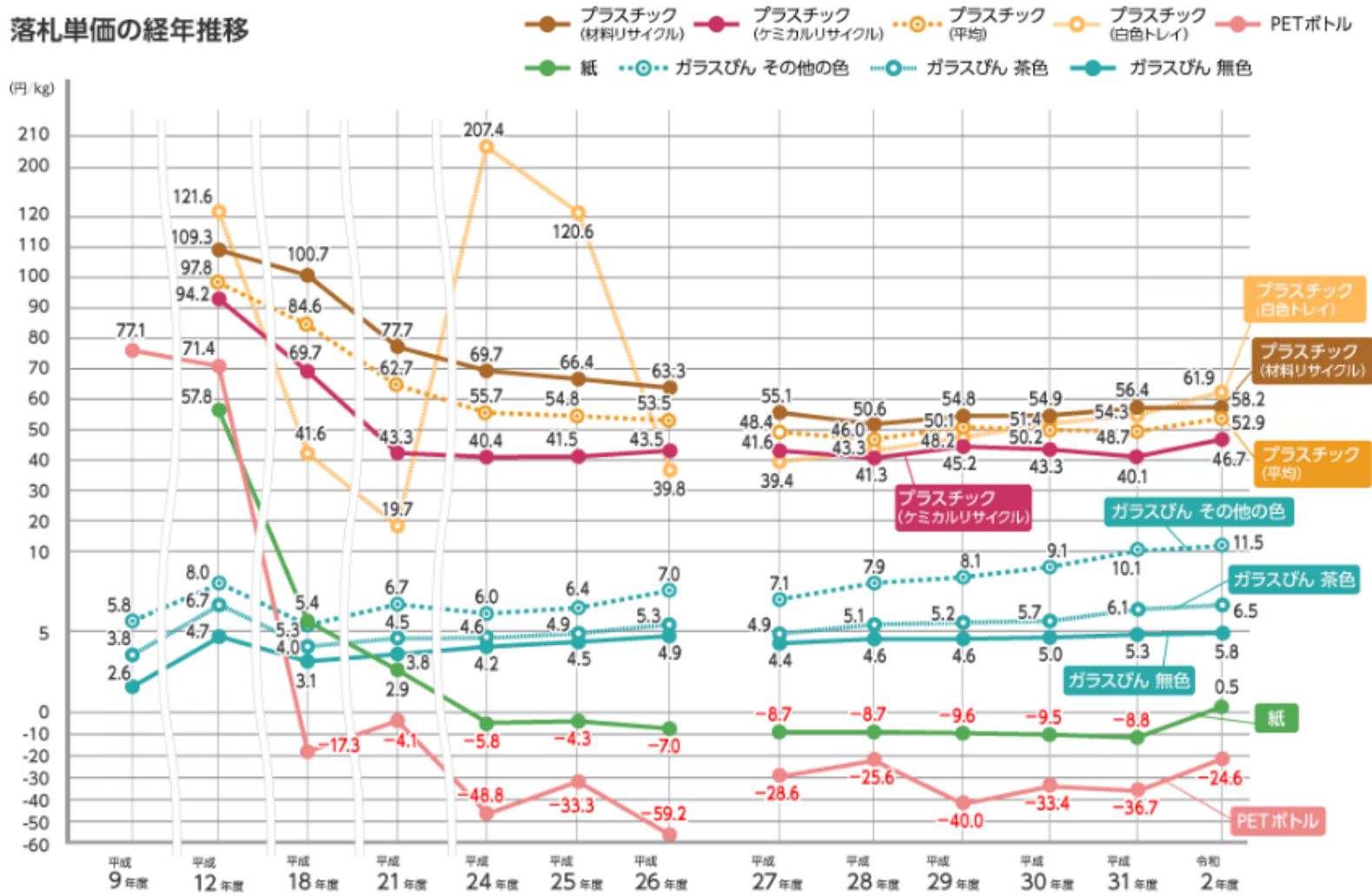
■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



(出所) (公財) 日本容器包装リサイクル協会

再商品化事業者選定に係る入札の落札単価の推移

落札単価の経年推移



※平成9～25年度は消費税5%込み、平成26年度は消費税8%込み、平成27年度以降は消費税抜き単価で表示しています。
 小数点第二位を切り捨てて表示しています。

電気・電子機器リサイクルワーキンググループの 活動状況について

令和2年12月15日

商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

電気・電子機器リサイクルWGの活動状況

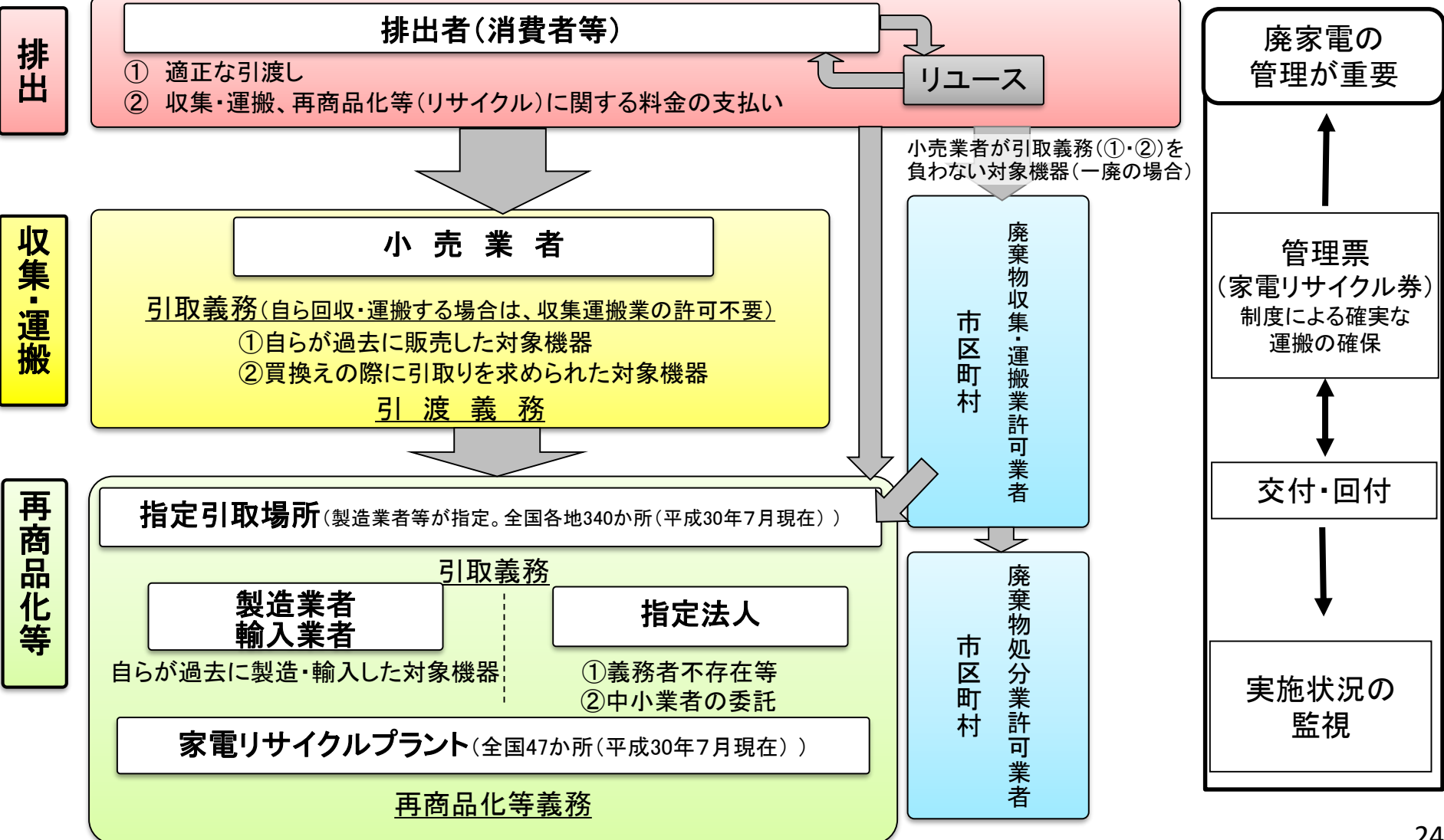
- 平成10年5月に成立し、平成13年4月に本格施行された特定家庭用機器再商品化法(通称「家電リサイクル法」)に基づく施行状況等について調査するため、廃棄物・リサイクル小委員会の下に設置。
- 電気・電子機器リサイクルWGと中央環境審議会の小委員会との合同会合(以下「産構審WG・中環審小委合同会合」という。)において、平成26年10月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめ、本報告書を踏まえた所要の取組を実施、合同会合でフォローアップを行ってきた。
- 本報告書において、「経年の施行状況を踏まえて今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当」とされており、今年度から来年度にかけて、合同会合において、家電リサイクル制度の評価及び見直しについて検討を行う予定。

家電リサイクル法の歩み

平成13年4月	家電リサイクル法本格施行
平成16年4月	対象品目に電気冷凍庫を追加
平成18年6月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
平成20年2月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成21年4月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の見直し
平成25年5月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
平成26年10月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成27年3月	回収率目標の設定
平成27年4月	法定の再商品化基準の見直し
平成28年3月	回収率目標達成アクションプランの策定

家電リサイクル法の概要

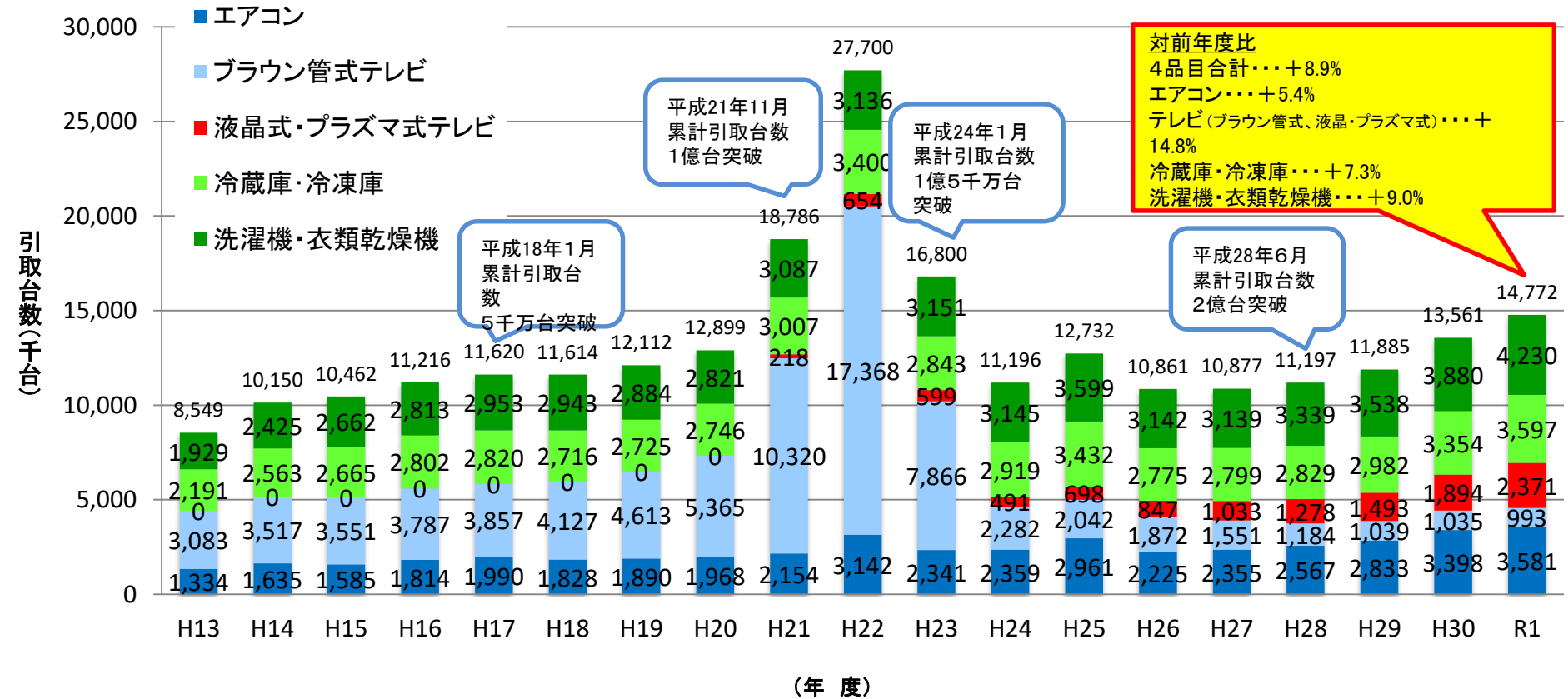
廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



(参考)家電リサイクル法の施行状況等について

製造業者等による引取台数の推移

令和元年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、約14,772千台となり、平成30年度に比べ8.9%増加。地上デジタル放送への移行等に伴いブラウン管式テレビの引取台数が増加した平成21年度から平成23年度までを除いて、家電リサイクル法施行後最大の引取台数となった平成30年度（約13,561千台）を更に上回り、5年連続で前年度と比べて増となりました。

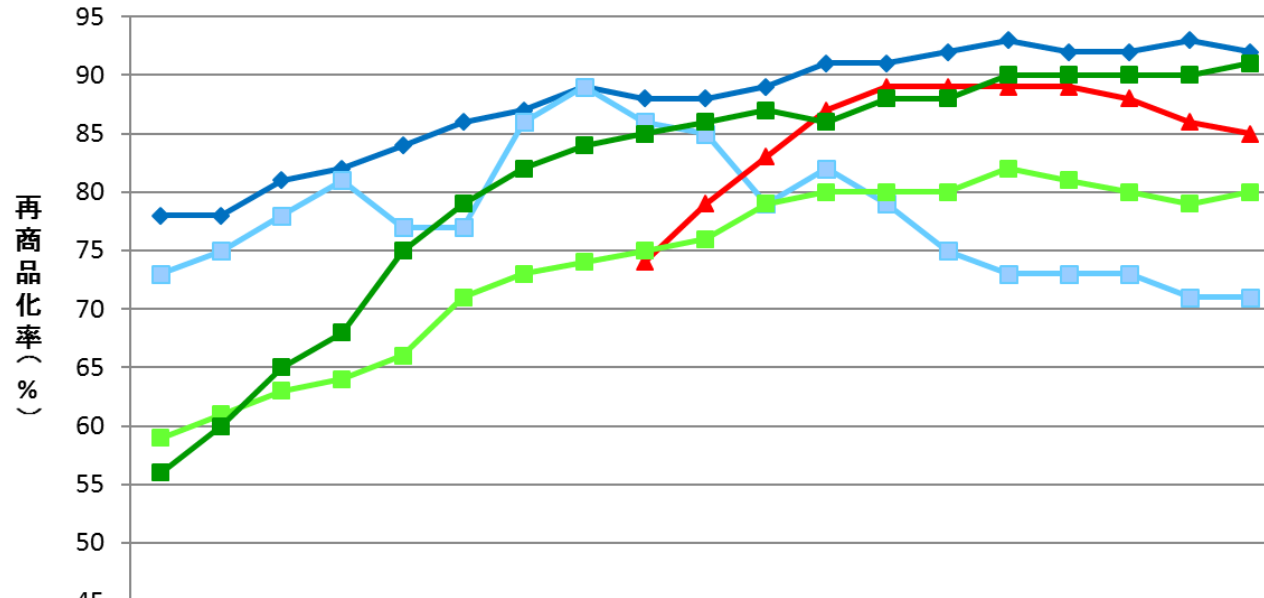


対前年度比
 4品目合計・・・+8.9%
 エアコン・・・+5.4%
 テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）・・・+14.8%
 冷蔵庫・冷凍庫・・・+7.3%
 洗濯機・衣類乾燥機・・・+9.0%

出典：令和元年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）
 （注）平成21年5月15日～平成23年3月31日の間に購入された家電を対象に家電エコポイントが発行された。テレビに関して平成23年7月24日に地上デジタル放送に完全移行された（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）。

製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 製造業者等には、再商品化基準の達成が義務付けられている。
- ◆ 令和元年度、品目別の再商品化率は、エアコンで92%、ブラウン管式テレビで71%、液晶式・プラズマ式テレビで85%、冷蔵庫・冷凍庫で80%、洗濯機・衣類乾燥機で91%となっており、いずれも、継続的に法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



再商品化率 (%)	(年度)	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	(再商品化基準)
◆ エアコン		78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92	93	92	92	93	92	60%(~H20),70%(H21~),80%(H27~)
■ ブラウン管式テレビ		73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75	73	73	73	71	71	55%
▲ 液晶式・プラズマ式テレビ										74	79	83	87	89	89	89	88	86	85		50%(H21~),74%(H27~)
■ 冷蔵庫・冷凍庫		59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80	82	81	80	79	80	50%(~H20),60%(H21~),70%(H27~)
■ 洗濯機・衣類乾燥機		56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88	90	90	90	90	91	50%(~H20),65%(H21~),82%(H27~)

出典：2019年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加。

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによる。

平成30年度の回収率(分母:出荷台数)

○ 平成30年度の回収率は59.7%であった。平成29年度から6.3ポイント増加し、回収率目標(56%)を達成した。

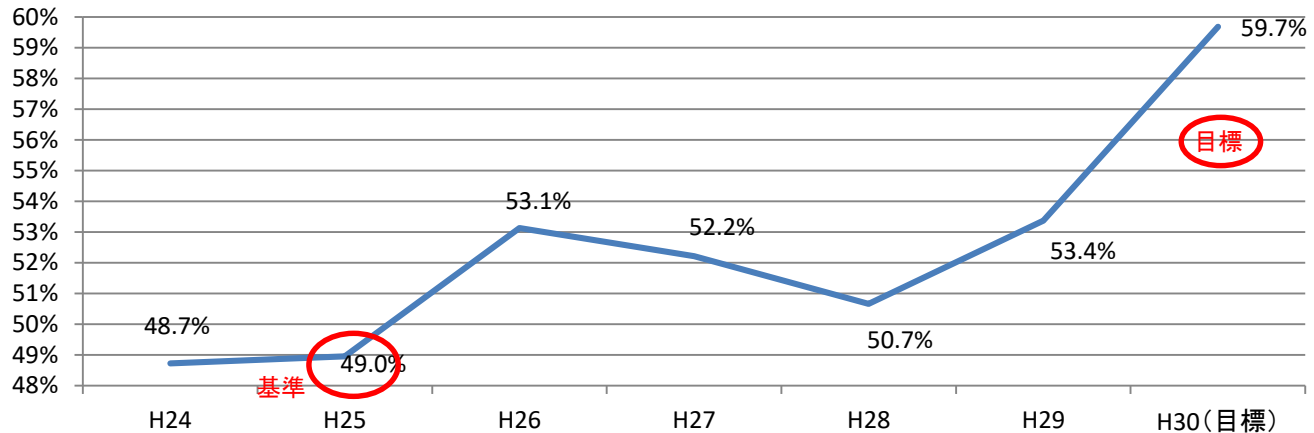
- ①平成30年度出荷台数:2,308万台(※1)(平成29年度2,218万台)
- ②製造業者等による再商品化台数:1,363万台(※2)(平成29年度1,170万台)
- ③廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
 産業廃棄物:11.5万台(平成29年度10.7万台)
 一般廃棄物:3.0万台(平成29年度2.9万台)
- ④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数:0.0万台(平成29年度0.0万台)

(※1)出所:一般財団法人家電製品協会:家電産業ハンドブック2019
 (※2)出所:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル年次報告書 平成30年度版

$$\frac{\text{②}1,363\text{万台} + \text{③}11.5\text{万台} + \text{④}0.0\text{万台}}{\text{①}2,308\text{万台}} = 59.7\% (\text{平成29年度}53.4\%)$$

①2,308万台

<参考>回収率の推移

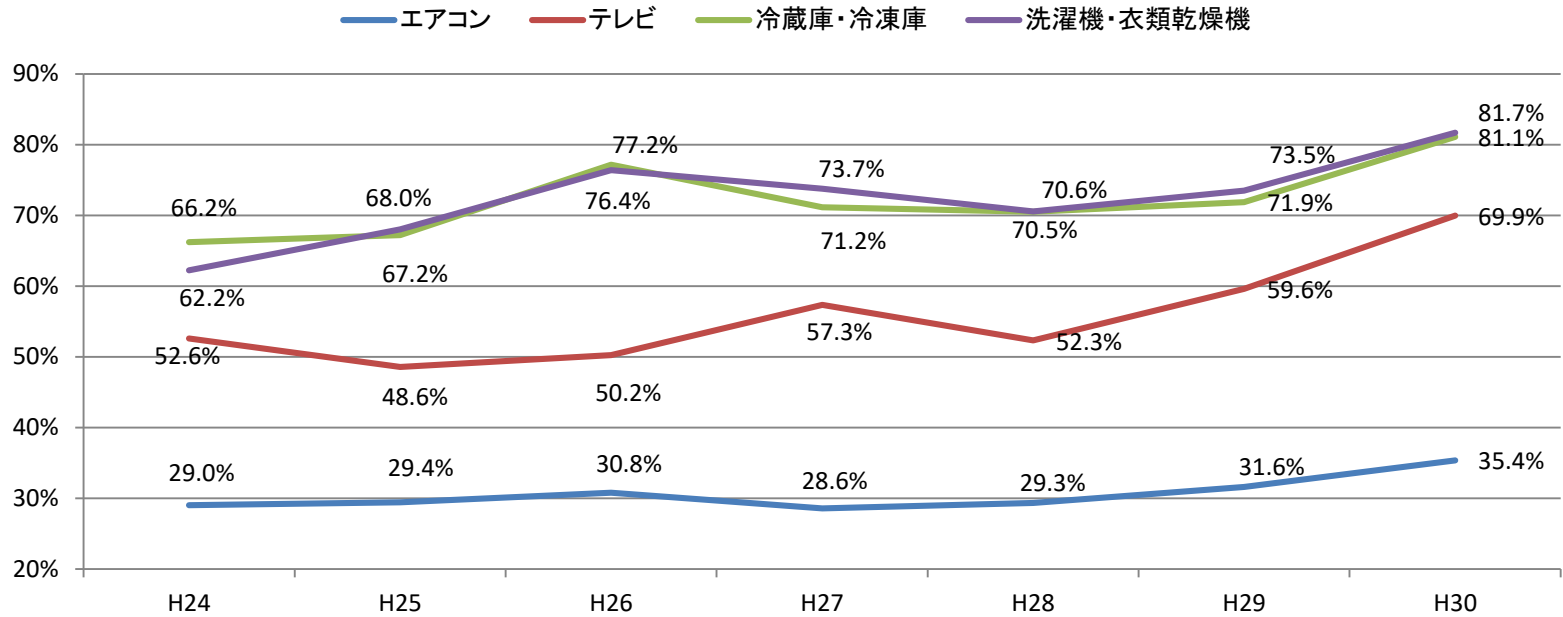


単位:万台

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(目標)
分母	出荷台数	2,379	2,500	2,186	2,132	2,197	2,218	2,308
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	1,134	1,204	1,148	1,101	1,108	1,170	1,363
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	20	16	9.7	5.9	2.9	10.7	11.5
	(うちRPIによる廃掃法の再商品化台数)	—	—	—	(0.3)	—	(8.9)	(9.7)
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	6.3	2.1	2.9	3.0
	(うちRPIによる廃掃法の再商品化台数)	—	—	—	(0.6)	—	(0.1)	(0.3)
廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	5	3.8	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
小計:適正に回収・リサイクルされた台数		1,159	1,223.8	1,161.6	1,113.2	1,113.0	1,183.6	1,377.5
回収率		48.7%	49.0%	53.1%	52.2%	50.7%	53.4%	59.7%

※平成26年度の回収率が増加していた理由については、消費増税に伴う平成25年度末の駆け込み需要のため、その際の買換えによって廃家電の排出も増大し、平成26年度に繰り越されて再商品化された分(62万台)が例年に比べ増加したためと想定される。

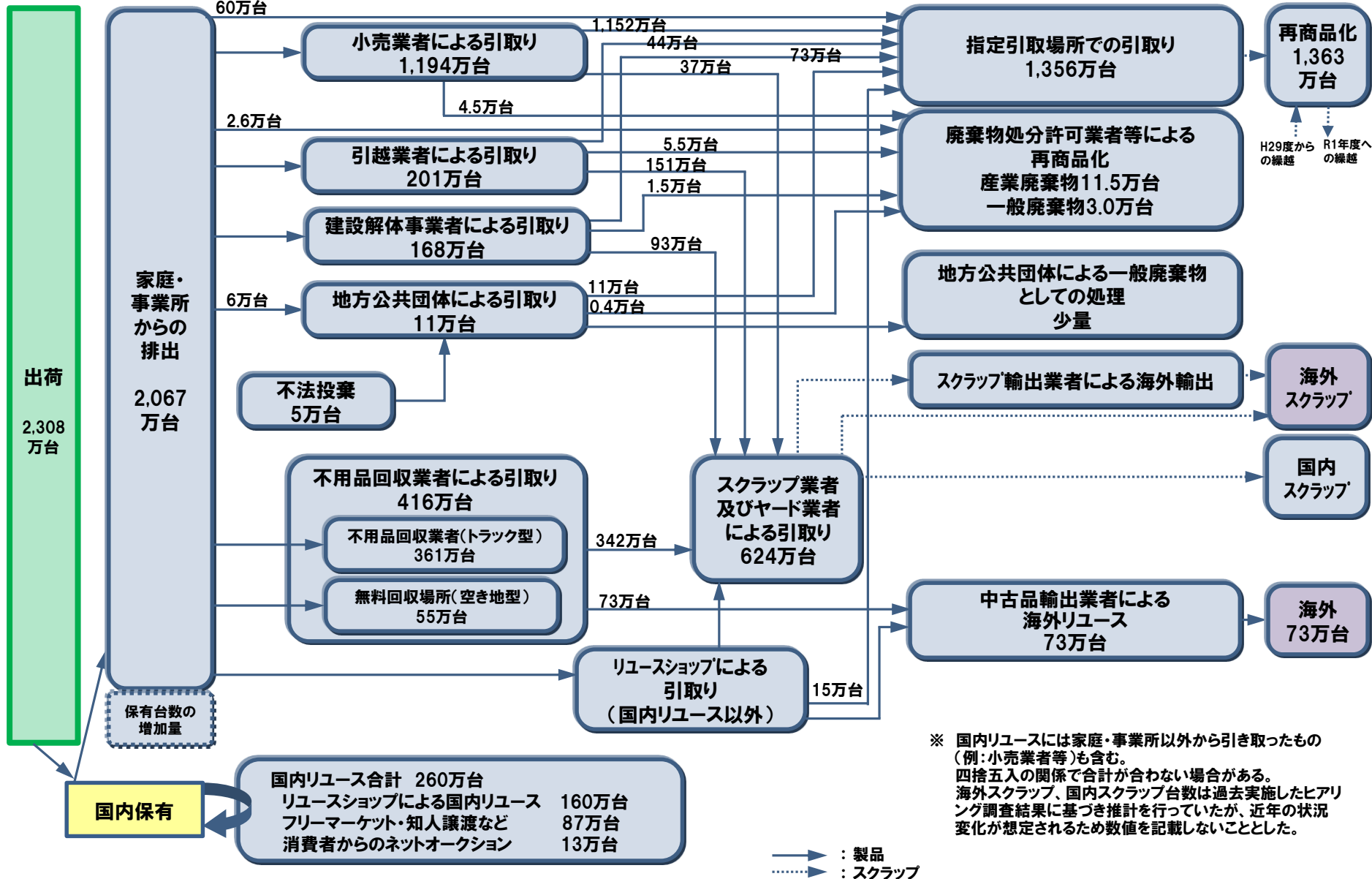
(参考) 4品目別の回収率の経年比較



単位: 万台

エアコン		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	冷蔵庫・冷凍庫		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
分母	出荷台数	852	942	809	817	853	906	982	分母	出荷台数	447	484	390	397	403	412	418
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	236	272	247	233	250	282	343	分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	293	322	298	280	283	293	336
	廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数	11	5	2	0.09	0.09	3.93	4.19		廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数	2	2	2	0.95	0.57	2.20	2.07
	廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数	—	—	—	0.36	0.14	0.17	0.08		廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数	—	—	—	1.53	0.57	0.83	0.86
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.1	0	0	0	0		廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	1	1	0.9	0	0	0	0
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	247	277.0	249.1	233.45	250.23	286.10	347.3		小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	296	325.0	300.9	282.48	284.14	296.03	338.9
	回収率	29.0%	29.4%	30.8%	28.6%	29.3%	31.6%	35.4%		回収率	66.2%	67.2%	77.2%	71.2%	70.5%	71.9%	81.1%
テレビ		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	洗濯機・衣類乾燥機		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
分母	出荷台数	577	558	545	490	467	424	429	分母	出荷台数	504	516	442	429	474	476	479
分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	295	265	268	277	243	249	296	分子	家電リサイクル法: 製造業者等による再商品化台数	311	345	335	311	332	347	388
	廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数	4	3	3	0.69	0.30	2.49	2.62		廃掃法: 産業廃棄物処分業者等による再商品化台数	2	6	2	4.20	1.96	2.11	2.59
	廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数	—	—	—	3.28	0.95	1.27	1.42		廃掃法: 一般廃棄物処分業者等による再商品化台数	—	—	—	1.16	0.48	0.62	0.62
	廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	4	3	2.7	0	0	0	0		廃掃法: 地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.6	0	0	0	0
	小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	303	271.0	273.7	280.97	244.25	252.76	300.0		小計: 適正に回収・リサイクルされた台数	313	351.0	337.6	316.36	334.44	349.73	391.2
	回収率	52.6%	48.6%	50.2%	57.3%	52.3%	59.6%	69.9%		回収率	62.2%	68.0%	76.4%	73.7%	70.6%	73.5%	81.7%

フロー推計結果(4品目合計:平成30年度)



小型家電リサイクルワーキンググループの 活動状況について

令和2年12月15日

経済産業省 産業技術環境局

資源循環経済課

小型家電リサイクルWGの活動状況について

- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(平成25年4月施行。以下「小型家電リサイクル法」という。)に関する議事について、平成26年度までは、本小委員会(産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会)において審議。
- その後、小型家電リサイクル制度の更なる推進に向けて、より詳細かつ専門的に議論を行う必要があることを踏まえ、平成27年10月に開催された本小委員会において、その下に小型家電リサイクルWGの設置を決定。委員については、学識経験者、関係業界団体(製造業者等)、消費者、報道関係者等から構成。
- 小型家電リサイクル法では、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とこととされており、平成31年3月から令和2年5月にかけて小型家電リサイクル制度の評価・検討を実施し、令和2年8月に「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。

小型家電WG委員名簿及び小型家電リサイクル法の歩み

《産構審WG委員名簿》

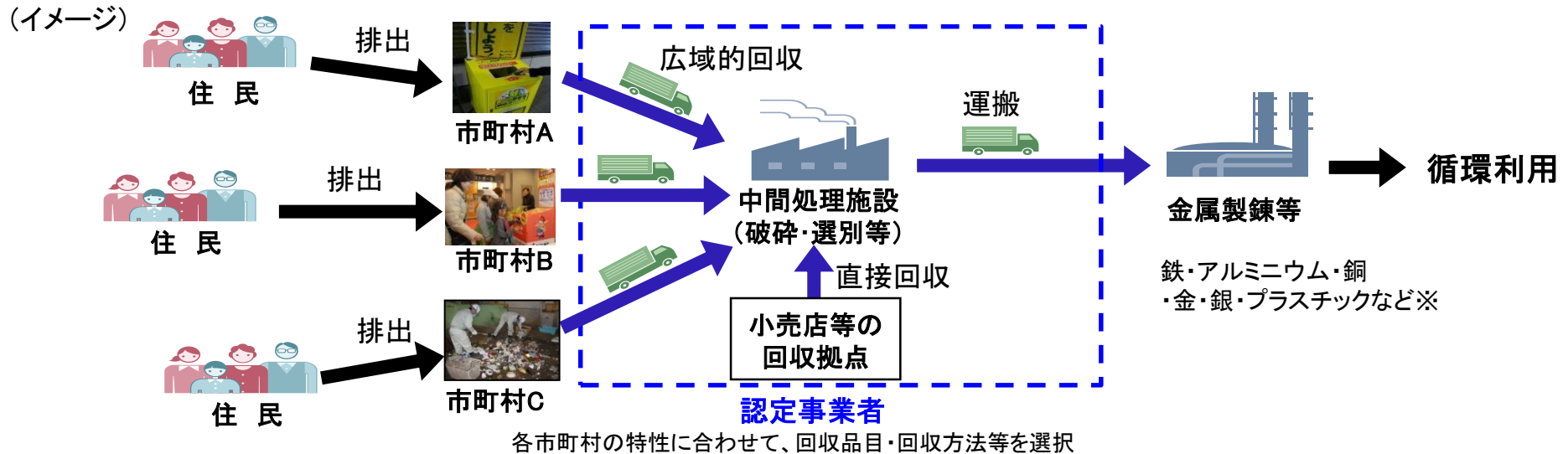
大和田 秀二	早稲田大学理工学術院教授
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
齊藤 栄子	With未来考研究所 代表
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
杉山 涼子	株式会社杉山・栗原環境事務所取締役
菊池 英明	一般社団法人電子情報技術産業協会電子機器のリサイクルに関する懇談会座長
長沢 伸也	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科長・教授
花村 美保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会 委員
馬場 未希	株式会社日経BP社日経ESG編集エディター
張田 真	国立大学法人富山大学 非常勤講師
星野 隆宏	一般社団法人日本電機工業会小型電気電子機器委員会委員長
村上 進亮	東京大学大学院工学系研究科准教授
森 俊一	一般財団法人家電製品協会小型電気電子機器ワーキング・グループ委員

《小型家電リサイクル法の歩み》

平成25年4月	小型家電リサイクル法施行
平成29年4月	回収量目標の改定(基本方針改正)
平成31年3月 ～令和2年5月	小型家電リサイクル制度の施行状況について評価・検討を実施
令和2年8月	施行状況の評価・検討に関する報告書を取りまとめ

小型家電リサイクル法の概要

- 平成25年4月、小型家電リサイクル法が施行された。
- 認定事業者又はその委託を受けた者は、再資源化事業の実施にあたり、市町村長等の廃棄物処理業の許可が不要。
- 認定事業者は、使用済小型家電の広域的かつ効率的な回収が可能となるため、規模の経済を働かせ、採算性を確保しつつ、再資源化事業を実施することが期待される。



認定事業者

- ・再資源化事業計画を作成し、主務大臣(環境大臣、経産大臣)による当該計画の認定を受けた者
- ＜再資源化事業計画の記載事項＞
- ・引取り～処分が終了するまでの一連の行程
- ・収集区域(3以上の隣接する都府県)
- ・収集・運搬又は処分を行う委託者(委託者がいる場合)
- ・上記※を高度に分別して回収することが可能であることを証する書類 など

国の役割

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・市町村に対する支援
- ・国民への普及啓発 など

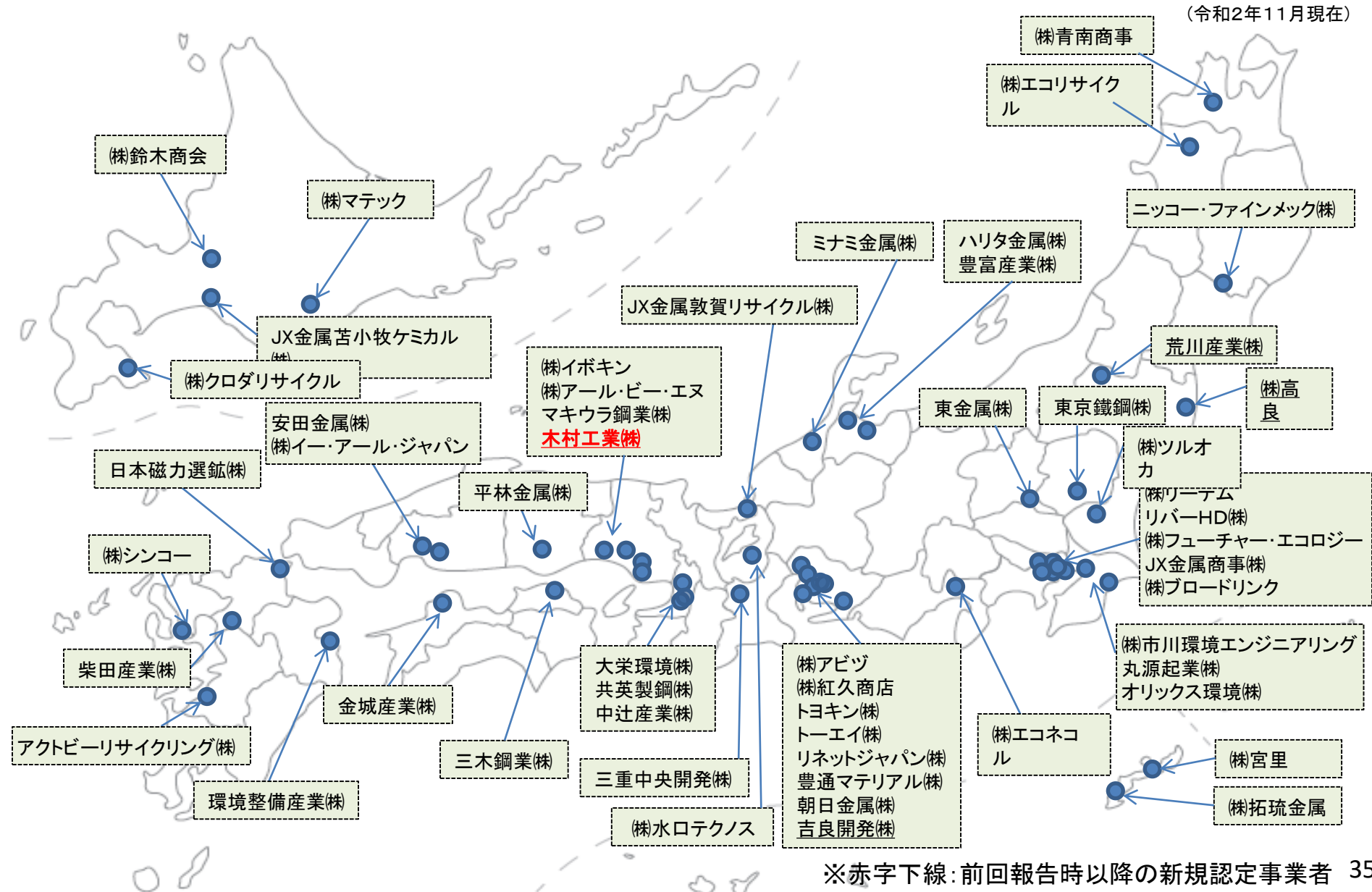
制度対象品目

携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ等の28品目



認定事業者の分布状況(全国54者)

(令和2年11月現在)

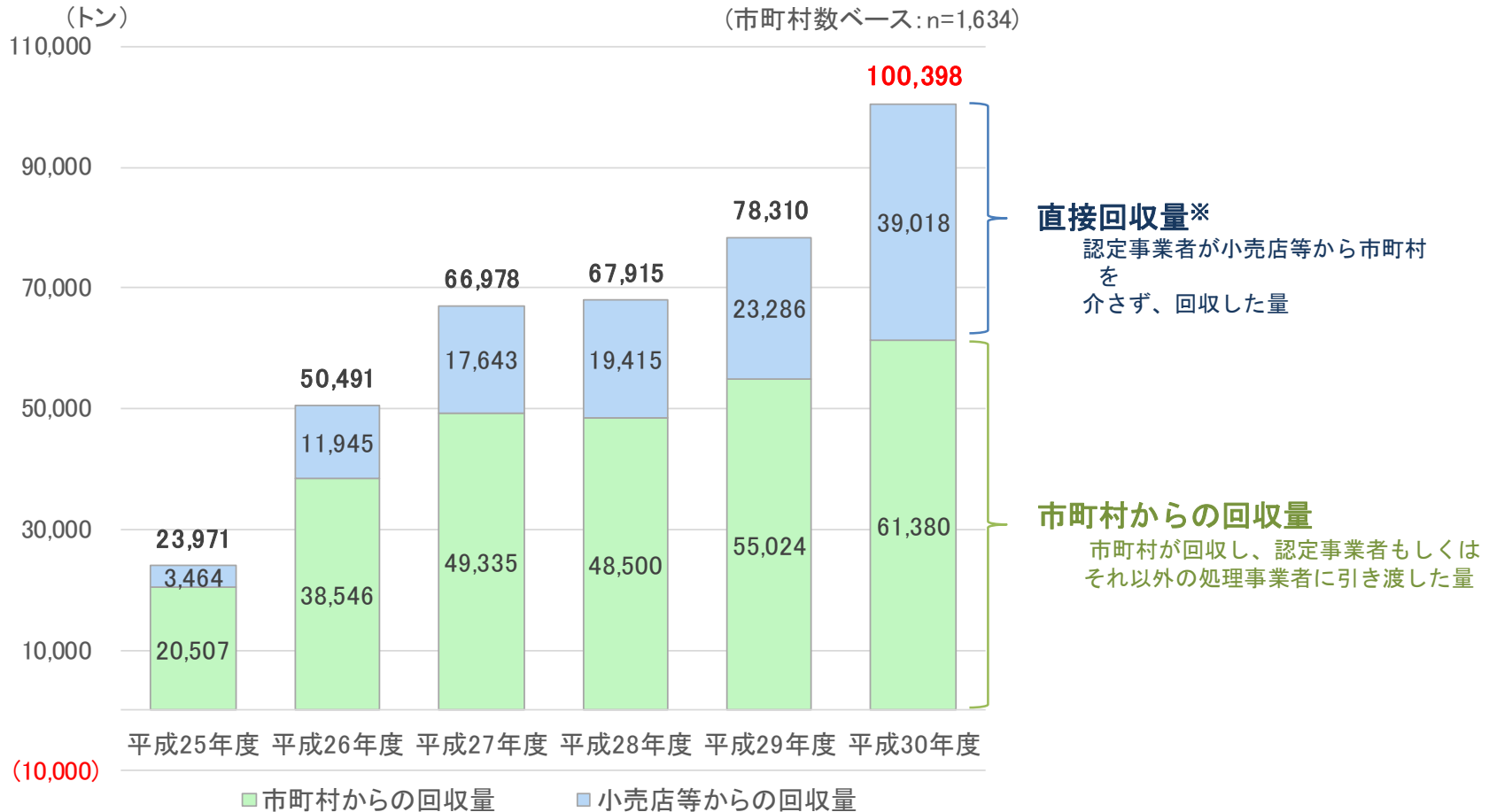


※赤字下線: 前回報告時以降の新規認定事業者 35

小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績

小型家電の回収量

目標：平成30年度までに年間140,000トン



※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

認定事業者の再資源化実績

- 平成30年度に認定事業者が処理した小型家電の数量91,705トンのうち、
 - ・ **再資源化された金属の重量は45,922トン。**
 - ・ 再資源化されたプラスチックの重量は3,583トン、熱回収されたプラスチックの重量は21,720トン。
 - ・ 回収した使用済小型家電の92%が再生利用等されており、残りの8%が中間処理残渣。

認定事業者が引き取った小型家電の再資源化実績

実績(トン)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回収した密閉型蓄電池、蛍光灯、ガスボンベ、トナーカートリッジの数量	20	87.9	82.8	108.7	132.6	228.3
回収したフロン類の重量	0.4	0.7	0.8	1.3	1.1	2.0
製錬業者に引き渡した金属等の重量	8,582	27,743	36,567	37,985	42,374	54,770
うち再資源化された金属の重量	7,514	22,870	29,994	30,355	34,485	45,922
再資源化されたプラスチックの重量	504	1,863	2,550	2,359	2,304	3,583
熱回収されたプラスチックの重量	3,017	7,781	13,612	11,816	14,063	21,720
再使用を行った使用済小型電子機器の重量	0	0	149	105	672	3,952
中間処理残渣の重量	1,113	3,184	4,298	5,196	6,202	7,449
合計	13,236	40,659	57,260	57,571	65,750	91,705

＜主な内訳＞

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(金額換算)	
鉄	6,599t	20,124t	26,326t	26,735t	30,145t	40,049t	8.6億円	18.5%
アルミ	505t	1,527t	2,023t	1,991t	2,325t	3,029t	0.9億円	1.9%
銅	381t	1,112t	1,469t	1,552t	1,747t	2,283t	10.4億円	22.3%
ステンレス・真鍮	26t	99t	148t	206t	246t	349t	0.3億円	0.7%
金	46kg	143kg	214kg	181kg	245kg	479kg	22.6億円	48.5%
銀	446kg	1,566kg	2,563kg	2,272kg	2,646kg	5,441kg	2.9億円	6.2%
パラジウム	3kg	14kg	21kg	19kg	17kg	18kg	0.9億円	2.0%

↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

(参考) 各年度の資源価格で換算
 6.9億円 18.9億円 21.6億円 24.6億円 34.3億円 **46.6億円**

(平成30年6月の資源価格では53.3億)

＜主な金属の資源価格※の変化＞

	資源価格(円/kg) 平成30年6月	資源価格(円/kg) 令和元年6月	平成30年6月 比
鉄	29	22	-24.6%
アルミニウム	99	29	-70.7%
銅	558	454	-18.6%
金	4,565,000	4,711,000	+3.2%
銀	59,970	53,180	-11.3%
パラジウム	3,570,000	5,150,000	44.3%

8%

※金属ごとに令和元年6月1日の資源価格で試算。
 (資源価格出所) 鉄、アルミ、銅、真鍮：日刊市境通信社 メタル・リサイクル・マンスリー
 ステンレス、金、銀、パラジウム：アルム出版社 メタルニュース

小型家電リサイクル制度の評価・検討に関する報告書(概要)

- 平成30年度までに年間14万トン回収するという目標は達成できなかったが、回収量の更なる拡大に向けて取り組む余地は十分にあると考えられることから、**目標年度を令和5年度とし、引き続き年間14万トンの回収を目指し、回収量拡大に取り組んでいくこととする。**
- リチウム蓄電池による発火リスク等の新たな課題への対応に取り組んでいくこととする。

1. 回収量の拡大

(1) 市町村の回収量増加

- 回収量拡大のためには、ステーション回収、ピックアップ回収、それらを含む複数回収を進めていくことが重要。
 - 一方で、追加的コストや人員、スペースの確保が難しいことを理由として実施することを躊躇する市町村も存在。
- ①**コスト低減に向けた方策(技術・システム等)の導入**
 - ②**見えづらい便益の可視化**
 - ・逆有償であっても通常の処理費用と比べ安価になる可能性。財政的メリットを評価するよう努めるべき。
 - ③**財政的に評価しづらいメリットの整理及び周知**
 - ・最終処分場の延命や電池混入による発火リスク等の低減といった定量評価しづらいメリットを積極的に評価 など

(2) 認定事業者による直接回収の推進

- 認定事業者の直接回収は、市町村回収を補完する有用な回収ルート。認定事業者が設置する回収拠点に消費者が小型家電を直接持ち込む拠点回収や小売店における店頭回収、宅配便による回収など、消費者ニーズに対応した様々な回収方法が広がっている。
- ・認定事業者は、回収方法の多様化、回収拠点等の拡大など直接回収の拡大に努めるべき。
- ・小売業者は、認定事業者の取組に対し、可能な範囲で協力するべき。

- (3) 違法な回収業者への対策
- (4) 消費者の認知向上

2. 認定事業者の効率的なリサイクルの推進

- (1) リサイクル技術の高度化
- (2) 効率的なリサイクルのためのコミュニケーションの促進

3. 新たな課題への対応

- (1) リチウム蓄電池の発火リスクへの対応
- (2) 新たな製品への対応
- (3) 臭素系難燃剤含有プラスチックへの対応

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針の改定について

○ 報告書を踏まえ、基本方針に以下の内容を記載する方向。

1. 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標

▶ 使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量について、**令和5年度までに14万トン/年**を回収する目標に変更。

2. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項

<地方公共団体の取組>

▶ 使用済小型家電の回収が最終処分量の削減等に加え、リチウム蓄電池使用製品等の安全な処理につながることも踏まえ、**住民に対して、適切な分別方法や回収拠点の場所等の周知**を実施するとともに、認定事業者や小売店等と連携した**回収拠点の計画的な拡大と地域特性に応じた最適な回収方法を選択**すること。

▶ 使用済小型家電の回収が当該市町村における処理費用の削減可能性があること等も踏まえ、**分別回収に伴う財政的な便益の評価**を実施するとともに、リチウム蓄電池等に起因する火災等の発生抑制への寄与等の**財政的に評価しづらい便益も整理**した上、**回収方法の採用可否を総合的に判断**すること。

<小売業者の取組>

▶ **消費者への適正な排出方法の周知**に協力すること。

<製造業者の取組>

▶ 消費者の適正な分別を促すため、**小型電子機器等へのリチウム蓄電池の使用の有無について情報提供**に努めること。

<認定事業者の取組>

▶ **回収方法の多様化、回収拠点等の拡充やリチウム蓄電池等を安全に処理できる体制の構築**を図り、より多くの資源を安全に回収すること。

<国の取組>

▶ 市町村の参加及び回収量の多い回収方法の採用を促すため、**効率的な収集・運搬の社会実装に向けた支援**や、**優良事例の横展開に向けた事例の整理・周知等**を実施すること。

<各関係主体※の連携>

▶ 各関係主体は小型家電の回収、再資源化の効率化に向けたコミュニケーションに努め、国は当該コミュニケーションが進むよう促していくこと。

※消費者及び事業者、地方公共団体、小売業者、製造業者並びに認定事業者

3. 個人情報の保護その他の使用済小型電子機器等の再資源化の促進に際し配慮すべき重要事項

▶ 認定事業者が、リチウム蓄電池使用製品等を安全に処理する体制を構築することの社会的意義を認めた上で、関係者が支えていくことが重要であること。

レジ袋有料化検討WGの 活動状況について

令和2年12月15日

経済産業省 産業技術環境局

資源循環経済課

レジ袋有料化検討WGの活動状況について

- 令和元年5月に経済産業省を含む関係省庁の連名で策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けており、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指している。
- レジ袋有料化義務化にあたって、レジ袋を利用する消費者をはじめ、流通業界等の関係業界や中小・小規模事業者等の意見を広く聴取した上で、その制度の在り方について審議するため、令和元年9月に「レジ袋有料化検討ワーキンググループ」を設置し、検討を実施。
- 令和2年7月1日、容器包装リサイクル法の判断基準省令の改正し、レジ袋有料化を開始。今後、施行状況のフォローアップ等を行う予定。

レジ袋有料化検討WG委員名簿とこれまでの開催実績

<産構審委員名簿>

○座長

中村 崇 東北大学名誉教授

○委員

池田三知子 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長

石川 雅紀 神戸大学名誉教授兼NPO法人ごみじゃぱん代表理事

斉藤 崇 杏林大学総合政策学部教授

杉山 涼子 株式会社杉山・栗原環境事務所取締役

湊元 良明 日本商工会議所産業政策第二部長

馬場 美希 株式会社日経BP社日経ESG編集エディター

福長 恵子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問

<中環審委員名簿>

○委員長

酒井 伸一 京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター教授

○委員

大熊 洋二 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事

大塚 直 早稲田大学大学院法務研究科教授

崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー

須河 弘美 富山県生活環境文化部長

高村ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター教授

吉岡 敏明 東北大学大学院環境科学研究科教授

令和元年9月26日	第1回(ヒアリング:NPO、産業界)
令和元年10月11日	第2回(ヒアリング:自治体、産業界)
令和元年11月1日	第3回(プラスチック製買物袋の有料化のあり方について(案))
令和元年12月25日	第4回(プラスチック製買物袋の有料化について、事業者への周知・国民理解の促進について)

レジ袋有料化のあり方(ポイント)

1. 対象となる買物袋	<ul style="list-style-type: none">• <u>あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本</u>• <u>消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とする</u>• <u>同時に、対象とならない、一定の環境性能が認められる以下の買物袋については、環境価値に応じた価値付け等を進める</u><ul style="list-style-type: none">➢ バイオマスプラスチックの配合率が一定以上の買物袋 (施行当初は配合率25%以上、徐々に高めていくことを求める)➢ 繰り返し使用が可能な厚手の袋 (厚さ50μm以上)➢ 海洋生分解性の買物袋 (配合率100%、今後相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る)
2. 価格・収益の使途	<ul style="list-style-type: none">• 本制度の趣旨・目的を踏まえつつ各事業者が<u>自ら決定</u>• ガイドライン等で<u>先行事例での効果実績等を提示</u>
3. 対象業種	<ul style="list-style-type: none">• <u>あらゆる業種において有料化等による削減努力がなされることが必要</u>• <u>既存制度の枠組みを最大限活用した上で、自主的取組も含めて同様の措置を推奨</u>
4. 実施時期	<ul style="list-style-type: none">• <u>令和2年7月1日から施行</u>• <u>前倒して準備を進められる事業者が先駆けて有料化を実施することを併せて推奨</u>
5. フォローアップ	<ul style="list-style-type: none">• <u>法に基づく定期報告に加え、各事業者・業界の取組状況の自主的な情報発信を推奨</u>

プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの 活動状況について

令和2年12月15日

経済産業省 産業技術環境局

資源循環経済課

プラスチック資源循環戦略WG活動状況について

- 近年、海洋プラスチックごみ問題を契機として、従来のプラスチックの利用の在り方への懸念が国際的に顕在化している中、3Rの取組を一層進めるべきとの機運が内外で高まっている。同時に、中国をはじめアジア各国では廃プラスチックを含む固形廃棄物の輸入制限が広がりつつある。こうした状況を踏まえ、令和元年5月に、関係省庁で「プラスチック資源循環戦略」(以下「戦略」という。)を策定した。
- この戦略を踏まえた具体的な施策を検討するに当たって、令和2年5月新たに「プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ」を設置し、環境省と合同で検討を進めているところ。
- 令和2年11月に「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(案)」を取りまとめた。3R+Renewableの基本原則に沿った形で、事業者、地方自治体、NGO及び消費者等の多様な主体が参画し、相互に連携しながら、効率的な循環を可能とする環境整備を進めるため、引き続き検討を進める。

プラスチック資源循環戦略WG委員名簿とこれまでの開催実績

<産構審、中環審委員名簿>

青野 親裕	大阪市環境局長
石川 雅紀	神戸大学名誉教授兼NPO法人ごみじゃぱん代表理事
大熊 洋二	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科教授
酒井 伸一	京都大学環境安全保健機構附属環境科学センター教授(●)
坂田 信以	一般社団法人日本化学工業協会常務理事
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所弁護士
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授
湊元 良明	日本商工会議所産業政策第二部長
長谷川 雅巳	一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長
馬場 未希	株式会社日経BP社日経ESG編集エディター
細田 衛士	中部大学経営情報学部教授(○)
宮澤 浩司	東京都環境局資源循環推進部長
森口 祐一	国立研究開発法人国立環境研究所理事
柳田 康一	クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス事務局技術統括

●中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会委員長

○産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ 座長

令和2年5月12日	第1回(プラスチックの資源循環を巡る国内外の状況について)
令和2年5月26日	第2回(ヒアリング:NPO、産業界)
令和2年6月23日	第3回(ヒアリング:NPO、自治体、産業界、金融関係)
令和2年7月21日	第4回(今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について(案))
令和2年9月1日	第5回(今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性について)
令和2年10月20日	第6回(今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性を踏まえた主な施策について)
令和2年11月20日	第6回(今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(案))

「今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性」の概要について

I. 考え方

- 国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、日本モデルとして我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、SDGsでも求められている地球規模の資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出など、新たな成長の源泉としていく。
- 回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源に適切に切り替え、徹底した循環利用を図る。
- 国民レベルの分別協力体制や、優れた環境・リサイクル技術など我が国の強みを最大限生かし、伸ばしていく。
- 幅広い製品や容器包装にあまねく利用されているプラスチックという「素材」に着目して資源循環を進めるには、多様な主体が自ら参画し、相互に連携しながら、効率的な循環を可能とする環境整備を進めることが必要。
- 同時に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、エッセンシャルユースの増加などプラスチックの排出実態の変化等も生じているような状況を踏まえれば、回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする“3R+Renewable”の基本原則に沿った対応がこれまでも増して重要。

II. 主な施策の方向性（抜粋）

- リデュースの徹底：ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の排出抑制を促進するために、製造事業者には軽量化等の環境配慮設計や代替素材への転換を、流通・サービス事業者等には過剰な使用の削減や代替素材への転換を促すための環境を整備。
- リユース・リサイクル可能な設計：新たな技術・イノベーションも弾力的に織り込むことが可能な形で、設計の転換を促す環境を整備。
- 家庭から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル
 - 家庭から排出されるプラスチック製容器包装・製品は、プラスチック資源として分別回収。効果的・効率的なリサイクルに向け、容器包装・製品をまとめてリサイクルすることや、選別等の中間処理を一体的に実施できる環境を整備。
 - 製造・販売事業者が消費者からプラスチック製容器包装・製品を円滑に自主回収・リサイクルできる環境を整備。
- 事業者から排出されるプラスチック資源の回収・リサイクル：排出事業者によるプラスチック資源の分別・リサイクルを促すとともに、自らのプラスチック資源を高度リサイクルする取組が円滑に進むよう環境を整備。
- 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進：技術開発・インフラ整備、政府率先調達等による需要喚起、リサイクル事業者と利用事業者のマッチング、化学物質の適正かつ効率的な管理、業界における認証整備等を支援し、リサイクル関連産業の振興、育成等を支援。

「今後のプラスチック資源循環施策の全体像」について

■ 環境配慮設計 [II.2.(1)関係]

[II.2.(1)関係]

- プラスチック製容器包装・製品の製造事業者やブランドオーナー（設計決定者）が取り組むことが求められる環境配慮設計の基本的事項を整理した指針を示し、事業者による環境配慮設計やそのための業界単位での設計の標準化などを促す

■ リデュースの徹底 [II.1.関係]

- ワンウェイの容器包装・製品の設計決定者が取り組むべき環境配慮設計の基本的な事項を整理した指針を示す
- 小売・サービス事業者等に対してワンウェイの容器包装・製品について、使用の合理化を図るため、消費者の意思確認の徹底や代替素材への転換など事業者が取り組むべき措置を示し取組を求め、消費者の行動変容を促す

■ 家庭からのプラスチック資源の回収・リサイクル [II.2.(2) (i)関係]

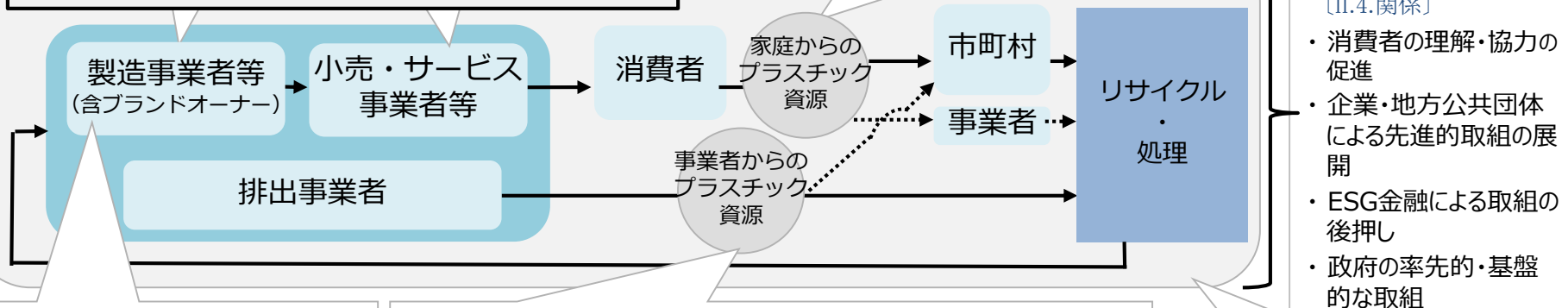
(市町村による分別回収)

- 容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるような措置
- プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
- 分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備

(事業者による自主回収)

- 事業者が自ら製造・販売した容器包装・製品に加え同種のものも含めたプラスチック資源を円滑に自主回収・リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者が実施する回収量向上策を支援

ライフサイクル全体での現在の主なフロー



■ 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用促進 [II.3.関係]

- 再生素材について、政府率先調達等による需要喚起、業界における認証整備等の支援等
- バイオプラスチックについて、導入ロードマップを策定し、これに基づく施策を展開

■ 事業者からのプラスチック資源の回収・リサイクル [II.2.(2) (ii)関係]

- 排出事業者に対し、プラスチック資源の排出抑制や分別・リサイクルの徹底、体制整備、情報発信等、取り組むべき措置を示し取組を求める
- 排出事業者がリサイクル事業者と連携し、自らが分別・排出するプラスチック資源を円滑に高度リサイクルすることを可能とする措置
- 事業者（例えば小規模店舗等）から排出されるプラスチック資源を市町村が回収する場合には、家庭から排出されたものとまとめてリサイクルできる環境を整備等

■ 効率的な回収・リサイクル基盤整備 [II.2.(2) (iii)関係]

- プラスチック資源の性状に応じた最適な手法の選択が可能となるよう技術開発と社会実装に向けたインフラ整備を支援
- リチウムイオン電池等のプラスチック資源への異物混入対策等